

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

青色申告の承認申請期限

Q: 当社は、4月15日に設立した5月31日決算の法人です。青色申告の承認申請書は、設立第1期の場合、設立の日から3カ月以内に提出すればよいと聞きましたが、当社の場合、第1期の確定申告書と同時に7月31日までに提出するというのでよいでしょうか。

A: 設立第1期から青色申告をするためには、5月30日までに提出する必要があります。

【解説】

青色申告をするためには、あらかじめ青色申告の「承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。

この承認申請書の提出期限は、原則としてその事業年度開始の日の前日までとされていますが、設立直後の法人には特例が設けられています。

設立事業年度と、設立事業年度が3カ月未満の場合の翌事業年度については、設立の日から3カ月を経過した日とその各事業年度終了の日のいずれか早い日の前日とされています。

ご質問の場合、設立第1期の事業年度で青色申告の承認を得るためには、5月30日までに承認申請書を提出しなければなりません。

仮に、この期限に間に合わなかった場合には、7月14日までに提出すれば、他の要件を満たす限り、翌事業年度から承認されることとなります。

